

女川原子力発電所2号炉審査資料	
資料番号	O2DS-1-3(改1)
提出年月日	2023年10月30日

女川原子力発電所2号炉 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等 審査会合における指摘事項に対する回答

2023年10月
東北電力株式会社

目次

項目	ページ
1. 審査会合における指摘事項	2
2. 審査会合における指摘事項に対する回答	3～5

1. 審査会合における指摘事項

2023年9月7日の審査会合における指摘事項一覧

No.	指摘事項内容	回答頁
1	固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等に係る申請書の変更理由を適切に修正すること。	P.3~4
2	固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等に伴い、撤去する配管の管理処分方法について説明すること。	P.5

2. 審査会合における指摘事項に対する回答

2. 1 指摘事項No. 1 に対する回答

審査会合における指摘事項No. 1

固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等に係る申請書の変更理由を適切に修正すること。

指摘事項への回答

(変更理由の考え方)

- 本申請における変更内容は、以下に示す①～③である。
 - ① 固化装置の固化材変更
 - ② 固化装置の1号炉との共用取り止め
 - ③ ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びろ過装置から発生する廃スラッジの固化処理の取り止め
- 主な変更内容は、「① 固化装置の固化材変更」であり、「② 固化装置の1号炉との共用取り止め」については、固化材変更に合わせて共用を取り止めるものであり、変更内容①に付随するものと整理した。
- 「③ ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びろ過装置から発生する廃スラッジの固化処理の取り止め」については、複数の先行実績※があり、至近の新規制基準適合性審査に合わせて変更している場合、③は変更理由として明確にされていない。
- こうした先行での取り扱いや、今回の変更内容が固化設備の変更に伴う、当該設備の共用・活用範囲に係るものであることを踏まえ、主な変更理由である①のみを記載し、②及び③は変更理由として明記しなかった。

※：島根2号（2021年9月許可）、東海第二（2018年9月許可）、柏崎刈羽1～7号（2010年4月許可）

2. 審査会合における指摘事項に対する回答

2. 1 指摘事項No. 1 に対する回答

審査会合における指摘事項No. 1

固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等に係る申請書の変更理由を適切に修正すること。

指摘事項への回答（続き）

（変更理由の適正化）

- 申請における変更内容を踏まえ、原子炉設置変更許可申請書における変更の理由について、補正の際に適正化を図る。
- 補正案は、表2-1のとおり。

表2-1 原子炉設置変更許可申請書「変更の理由」補正案

申請書	補正案
四 変更の理由 中略 (2) 固体廃棄物処理系の固化装置の固化材をプラスチックからセメントに変更する。	四 変更の理由 中略 (2) 固体廃棄物処理系の固化装置の固化材をプラスチックからセメントに変更し、ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びろ過装置から発生する廃スラッジの固化処理を取り止める。 また、固化装置について1号炉との共用を取り止める。

2. 審査会合における指摘事項に対する回答

2. 2 指摘事項No. 2に対する回答

審査会合における指摘事項No. 2

固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等に伴い、撤去する配管の管理処分方法について説明すること。

指摘事項への回答

- 本変更に伴い使用を取り止め、撤去する移送配管については、これまでに放射性廃棄物の移送実績はないが、原子炉施設保安規定に基づき適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないと判断できるものは「放射性廃棄物でない廃棄物」とし、産業廃棄物として処分することで放射性廃棄物の低減を図る。
- なお、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断しないものは原子炉施設保安規定に基づき放射性固体廃棄物としてドラム缶等の容器に封入し、固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管する。

表2-2 固化装置概略系統図（変更前後）

